

研修担当者様必見！

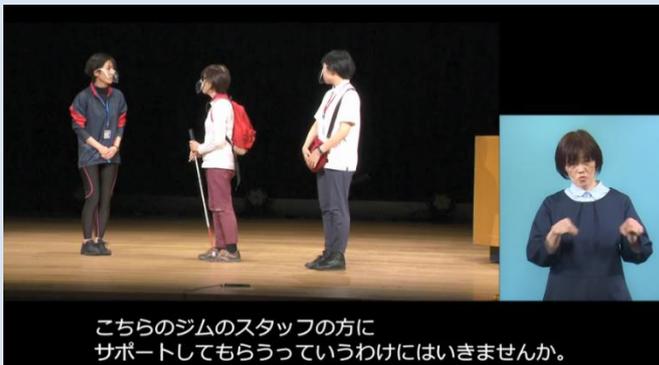
障がい者差別解消や合理的配慮について学びませんか

大阪府では、昨年4月に「大阪府障がい者差別解消条例」を改正し、「事業者による合理的配慮の提供」を義務化したことを受けて、「障がい者差別解消」や「合理的配慮」についてわかりやすく学んでいただくための動画を作成しました。

フォーラム動画「身近な事例を基に障がい者差別解消について考える」では、関西テレビ堀田篤アナウンサーを司会に迎え、実際に大阪府に寄せられた相談をもとにした事例を寸劇で紹介し、ミサイルマン西代さんや有識者、障がい当事者、事業者の方々によるディスカッションを通じて楽しみながら学んでいただくことのできる内容となっています。ぜひ社内研修等でご活用ください。

また、講義動画では障害者差別解消法や大阪府障がい者差別解消条例等について解説しておりますので、こちらも併せてご活用ください。

◎フォーラム動画「身近な事例を基に障がい者差別解消について考える」（約65分）



関西テレビ
アナウンサー
堀田 篤さん



ミサイルマン
西代 洋さん



動画はこちらから

<https://www.youtube.com/watch?v=kWVi9sRNPnc>

※こちらの動画は2023年2月8日までの公開の予定です。

※2事例を紹介しており、1事例のみなら半分程度の所要時間となります。

◎講義動画「障害者差別解消法の理解と対応」（約25分）

大阪府障がい者差別解消条例の改正 (R3.4.1)

①これまで事業者に対しては努力義務だった「合理的配慮の提供」が義務とした。(令和3年11月20日時点)

障害者差別 解消法	行政機関 事業者	不当な差別的取扱いの 禁止		合理的配慮の提供
		義務	義務	努力義務※
大阪府障がい者 差別解消条例	行政機関	義務	義務	
	事業者	義務	義務	努力義務※

※改正法の施行により義務となります(施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

②広域支援相談員による相談支援を行っても解決が難しい場合、これまでは不当な差別的取扱いに関する事案のみ「あつせん」の対象だったが、これに合理的配慮の不提供に関する事案を追加。

これまで法律によって努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を義務としました。

動画はこちらから

<https://www.youtube.com/watch?v=snfKtP5umaU>



<お問合せ先>

大阪府福祉部障がい福祉企画課権利擁護グループ

電話：06-6944-6271

ファックス：06-6942-7215

電子メール：syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp